

規制の事前評価書

評価実施日：平成27年2月19日

政策	水防法等の一部を改正する法律案		
担当課	国土交通省水管理・国土保 全局下水道部下水道企画課	担当課長名	井上誠
規制緩和の目的、内容、必要性等	<p>① 法令案等の名称・関連条項とその内容</p> <p>【法令案等の名称】 水防法等の一部を改正する法律案</p> <p>【関係条項とその内容】 公共下水道の排水施設の暗渠部分又は流域下水道の施設における物件等の設置に関する禁止制限の一部解除（下水道法第24条第3項及び第25条の17）</p> <p>② 規制緩和の目的 量水標管理者が公共下水道の排水施設の暗渠部分又は流域下水道の施設に、量水標等（水位観測装置）を設置することができるようにすることで、緊急時に浸水被害を防止するための迅速な対応がとれるようにすることを目的とする。 また、熱供給事業者等が公共下水道の排水施設の暗渠部分又は流域下水道の施設に熱交換器を設置することができるようにすることで、排水施設を流れる下水に起因する下水熱の利用の促進を図り、都市における電力需要の抑制及び二酸化炭素排出の削減に寄与することを目的とする。</p> <p>③ 規制の目的に関係する目標</p> <p style="margin-left: 20px;">a 関連する政策目標</p> <p style="margin-left: 40px;">3 地球環境の保全</p> <p style="margin-left: 40px;">4 水害等災害による被害の軽減</p> <p style="margin-left: 20px;">b 関連する施策目標</p> <p style="margin-left: 40px;">9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う</p> <p style="margin-left: 40px;">12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する</p> <p style="margin-left: 20px;">c 関連する業績指標</p> <p style="margin-left: 40px;">41 下水道に係る温室効果ガス排出削減（省エネ・創エネ対策及び下水汚泥焼却の高度化による温室効果ガス排出削減目標量）</p> <p style="margin-left: 40px;">49 下水道による都市浸水対策達成率（都市浸水対策を実施すべき区域のうち、下水道（雨水）整備による浸水対策が完了している区域の面積の割合）</p> <p style="margin-left: 20px;">d 業績指標の目標値及び目標年度</p> <p style="margin-left: 40px;">41 約129万t-CO₂（平成21年度）→ 約246万t-CO₂（平成28年度）</p> <p style="margin-left: 40px;">49 約53%（平成23年度）→ 約60%（平成28年度）</p> <p style="margin-left: 20px;">e 規制により達成を目指す状況についての具体的指標</p> <p style="margin-left: 40px;">—</p> <p>④ 規制緩和の内容 量水標管理者が公共下水道の排水施設の暗渠部分又は流域下水道の施設に、量水標等（量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。）を設置することができるようにすること。 熱供給事業者等が公共下水道の排水施設の暗渠部分又は流域下水道の施設に熱交換器を設置することができるようにすること。</p>		

	<p>⑤ 規制の必要性</p> <p>近年、台風や前線による災害のほか、とりわけ都市部における局地的豪雨が増加してきており、被害を最小限にする必要があるが、現在の想定を超える浸水被害が多発している。</p> <p>また、地球温暖化により降雨量の変化や異常気象が多発しているが、必ずしも温暖化防止が進んでいるとはいえない状況である。</p> <p>(=目標と現状のギャップ)</p> <p>都市部における浸水被害を軽減させるためには、下水道整備のみでは対応が困難である。</p> <p>また、地球温暖化は二酸化炭素などの温暖化ガスの急増が原因であり、更なる再生可能エネルギーの活用促進が必要である。</p> <p>(=原因分析)</p> <p>一方、下水道の暗渠である構造の部分については、原則としていかなる施設又は工作物その他の物件も設けさせてはいけないこととされている。これは、下水道の暗渠は地下に埋設されていることから、その維持管理が困難であるため、下水道の保全に影響を及ぼす行為を防止し、その機能を適切に維持する趣旨による。</p> <p>地下街等の浸水被害が高いところにあっては、地下街等の管理者自らが水位観測装置を近傍の公共下水道又は流域下水道の施設に設置し、下水道の水位を把握することで、浸水防止板を設置するなど緊急時に浸水被害を防止するための迅速な対応が取れるようにすることが必要である。</p> <p>また、平成26年4月に閣議決定された「エネルギー基本計画」では、下水熱等再生可能エネルギー熱の導入拡大を目指すとしており、民間事業者からの下水熱利用の要望も高まっていること、近年の技術開発により下水の排水に支障を及ぼさずに下水道から採熱する技術が確立していることから、民間事業者が下水熱を利用するための熱交換器を設置できるようにすることが必要である。</p> <p>(=課題の特定)</p> <p>上記を踏まえ、公共下水道の排水施設の暗渠部分又は流域下水道の施設に、量水標等及び熱交換器を設置することができるようにする。</p> <p>(=規制緩和の具体的内容)</p>
<p>想定される代替案</p>	<p>本規制緩和は、これまで禁止されていた行為制限を解除するものであり、本案以外の代替案を設定することは困難である。</p>
<p>規制の費用</p>	<p>○ 当該規制緩和案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用 規制の緩和であるため、追加の遵守費用は生じない。</p> <p>b 行政費用 量水標等や熱交換器を設置するために必要な手続きを規定する条例の制定</p> <p>c その他の社会的費用 特になし</p>
<p>規制の便益</p>	<p>○ 当該規制緩和案における便益の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者自らが、水位観測装置を排水施設等に設置することができるようになり、緊急時に浸水被害の防止を図るための対応を迅速に行うことができ、浸水による経済被害の拡大を防止することが可能となる。 ・事業者が、下水道の施設に熱交換機を設置し、再生エネルギーを活用

	<p>することにより、冷暖房等に必要な経費を削減することができると共に、二酸化炭素の排出を抑制することが可能となる。</p> <p>・なお、近年の技術開発により、下水の排水に支障を及ぼさずに量水標や熱交換器を設置する技術が確立しつつあることから、下水道の保全に影響を及ぼすことはないと考えられ、今回の規制緩和により下水道の機能を適切に維持するというこれまでの趣旨を損なうことはない。</p>
<p>規制の効率性 (費用と便益の関係の分析)</p>	<p>当該規制緩和案による費用の追加は、量水標等や熱交換器を設置するために必要な手続きを規定する条例の制定のみである一方、当該規制緩和案により、浸水による経済被害の拡大の防止や、二酸化炭素の排出の抑制に資することとなり、有効な規制緩和であると考えられる。</p>
<p>有識者の見解、 その他関連事項</p>	<p>エネルギー基本計画（平成26年4月閣議決定） 「下水熱等の再生可能エネルギー熱について、熱供給設備の導入支援を図る…ことで、再生可能エネルギー熱の導入拡大を目指す。」</p>
<p>事後評価又は事後検証 の実施方法及び時期</p>	<p>平成27年度以降の政策チェックアップにより事後評価を行う。</p>
<p>その他 (規制の有効性等)</p>	<p>① 規制の有効性</p> <p>量水標管理者が公共下水道の排水施設の暗渠部分又は流域下水道の施設に、量水標等（水位観測装置）を設置することができるようにすることで、緊急時に浸水被害を防止するための迅速な対応を取ることが可能となる。</p> <p>また、熱供給事業者等が公共下水道の排水施設の暗渠部分又は流域下水道の施設に熱交換器を設置することができるようにすることで、排水施設を流れる下水に起因する下水熱の利用の促進を図り、都市における電力需要の抑制及び二酸化炭素排出の削減に寄与することが可能となる。</p>